○中部地方整備局告示第百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十一年十月十四日

中部地方整備局長　富田　英治

第１　起業者の名称　静岡県

第２　事業の種類　主要地方道島田吉田線（仮称大井川新橋）地方道路交付金事業（静岡県島田市井口地内から同市中河字東久保地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　静岡県島田市井口並びに中河字青柳村境、字八幡島新田境、字中瀬、字中久保、字東中瀬及び字東久保地内

静岡県榛原郡吉田町神戸字上川原及び大幡字西久保地内

２　使用の部分　静岡県島田市井口並びに中河字青柳村境、字八幡島新田境、字中瀬、字中久保、字東中瀬及び字東久保地内

静岡県榛原郡吉田町神戸字上川原及び大幡字西久保地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県島田市井口地内から同県焼津市（旧志太郡大井川町）上泉地内までの延長3,663ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「主要地方道島田吉田線（仮称大井川新橋）地方道路交付金事業」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道島田吉田線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により静岡県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により静岡県が道路管理者になることなどから、静岡県は、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、島田市を起点として、静岡県榛原郡吉田町に至る延長約14㎞の道路法第56条の規定に基づき主要な県道の指定を受けた主要地方道である。

本路線が通過する島田市、榛原郡吉田町等、一級河川大井川（以下「大井川」という。）の下流域に位置する地域は、県都静岡市に近接し、高速自動車国道第一東海自動車道（以下「東名高速道路」という。）が通過するなど、交通条件等の良さから、企業の工場進出が盛んであり、平成21年６月には富士山静岡空港が開港し、また、高速自動車国道第二東海自動車道の供用も予定されており、今後も発展が期待される地域である。

しかしながら、当該地域を流れる大井川を渡河する路線である一般国道150号、県道焼津榛原線及び本路線等では、東名高速道路の焼津インターチェンジや吉田インターチェンジを利用する交通、焼津市（旧志太郡大井川町）の大井川港や御前崎市の重要港湾御前崎港の輸送交通等により、これら路線の大井川に架かる橋の付近において、随所で慢性的な交通混雑が発生している。

平成17年度道路交通センサスによると、本件区間より大井川下流に架かる一般国道150号の富士見橋付近において、自動車交通量が21,632台／日、混雑度は1.35となっており、静岡県第４次渋滞対策プログラム（以下「渋滞対策プログラム」という。）では、当該富士見橋東交差点をはじめとし、県道焼津榛原線大平橋付近の川尻橋交差点、本路線谷口橋付近の阪本北交差点、道悦島交差点等、多くの箇所が主要渋滞ポイントに指定されている。

本件事業は、渋滞対策プログラムに基づく渋滞対策の一環として、一般国道150号のバイパスとしての機能を担うものであり、本件事業の完成により、同路線の富士見橋付近の交通混雑の緩和が図られるとともに、渋滞対策プログラムに基づく本路線の島田吉田線バイパス等、他の渋滞対策ともあいまって、当該地域において大井川を渡河して往来する交通の分散も図られることから、大井川に架かる橋の付近において発生している交通混雑の緩和にも寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業が環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるものの、平成20年６月に、起業者が任意で環境への影響の評価を行ったところ、騒音、振動及び大気質のいずれの項目についても環境基準を下回るものと予測されることから、本件事業が環境に及ぼす影響は軽微であると評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物、文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、一般国道150号の富士見橋付近における交通混雑の緩和を図ることを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づく４車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成13年12月14日に決定された都市計画と基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、一般国道150号の富士見橋付近では、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、地元市町の長からなる大井川新橋等建設促進期成同盟会から本件事業の早期完成に関して強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　静岡県島田市役所、同県榛原郡吉田町役場

○近畿地方整備局告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年十月十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年国土交通省告示第七百六十二号大和都市計画公園事業八・六・七号平城宮跡歴史公園

二　施行者の名称　国土交通大臣

三　事務所の所在地　奈良県奈良市大宮町六丁目二番十九号国土交通省近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所

四　事業地の所在　奈良県奈良市佐紀町地内